

漏えい等報告が義務化されます!!

※ 令和4年4月1日から、個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがあるときは、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が必要となります。

《個人の権利利益を害するおそれがあるときに該当する事態》

1. 要配慮個人情報が含まれる事態

2. 財産的被害が生じるおそれがある事態

3. 不正の目的をもって行われた漏えい等が発生した事態

4. 1,000人を超える漏えい等が発生した事態

速やか(概ね3~5日以内)に個人情報保護委員会への報告を行いましょ。う。

漏えい等報告については個人情報保護委員会のホームページにて受け付けています。



漏えい等報告



《本人へ通知する際には…》

当該事態の状況に応じて速やかに、概要、個人データの項目、原因などの内容を本人にとって分かりやすい方法で行いましょう。

(通知の方法の例)

文書の郵送

電子メールの送信

本人への通知が困難な場合は、次のような代替措置を講ずることも可能

ホームページ等での公表

問合せ窓口の設置



個人情報保護委員会

Personal Information Protection Commission

研修用動画のご案内

個人データの漏えい等事案と発生時の対応について

～ 個人データの漏えい等事案の報告義務化を受けて ～

「漏えい等」って何を指すのかわからない…



漏えい等事案が発生した際、何をしたらいいのかわからない…



社員研修に活用できる教材はないかな…



その悩み、個人情報保護委員会が解決します!!

The video thumbnail is divided into three main sections:

- 1. 漏えい等の定義について**
 - 漏えい**: 個人データが外部に流出することを含む。例として「開示」、「提供」、「送信」、「複製」が挙げられる。
 - 滅失**: 個人データの内容及び内容が失われることを含む。例として「消去」、「削除」が挙げられる。
 - 毀損**: 個人データの内容及び内容が毀損することを含む。例として「加工」、「改ざり」が挙げられる。
- 2. 漏えい等事案が発生した場合に講ずべき措置**
 - (1) 事業者内部における報告及び被害の拡大防止
 - (2) 事実関係の調査及び原因の究明
 - (3) 影響範囲の特定
 - (4) 再発防止策の検討及び実施
 - (5) 個人情報保護委員会への報告及び本人への通知
- 漏えい等事案を発生させないために**
 - 従業員の監督** (個人情報保護法 第24条): 従業員に個人データを取り扱う職務に当たっては、必要な監督を講ずる必要がある。例として「研修・指導」、「就業規則の制定」、「就業上の指示」、「就業上の監視」などが挙げられる。
 - 委託先の監督** (個人情報保護法 第25条): 個人データの取扱いを委託する場合は、委託した個人データの安全管理が図られるよう委託先に対して適切な監督を講ずる必要がある。例として「適切な委託先の選定」、「委託契約の締結」、「委託先における個人データ取扱状況の把握」などが挙げられる。

掲載先) 政府インターネットテレビ

漏えい等の定義や漏えい等事案が発生した際の対応などを解説した動画です!!

研修に活用できるボリューム(約28分)となっています!!



《問合せ先》

個人情報保護委員会事務局 研修担当
(電話) 03-6457-9680



個人情報保護委員会

Personal Information Protection Commission